

特記仕様書

業務名称：幡生操車場跡地地形測量及び現況測量図作成業務

業務箇所：下関市幡生新町1-4-11及びその周辺

業務内容：地形測量及び現況測量図作成業務

1 総則

(1) 一般事項

ア 本業務の履行に当たっては、「山口県業務委託共通仕様書」に準じ実施されなければならない。

イ 受注者は、次の事項に留意の上業務を行うこと。

(ア) 関係規則法令を遵守すること。

(イ) 業務の実施過程で、知りえた秘密について第三者に漏らさないこと。

(ウ) 定められた期間内に業務を完了するように作業の円滑化に努めること。

ウ この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び委託業務の細目については、発注者と協議の上その指示を受けなければならない。

エ 管理技術者及び照査技術者

(ア) 受注者は、管理技術者及び照査技術者を定め発注者に届けるものとする。(測量、調査業務に精通した管理技術者及び照査技術者を選定すること。また、承認時に実績があることを証明できる資料を提出すること、TECRISに登録したカルテの写し又は履歴書等。)

(イ) 照査技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験技術を有する技術者でなければならない。

(2) 履行

ア 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。

イ 協議等は、原則として書面により行うものとする。

ウ 業務が完了したときは、速やかに報告し完了検査を受けること。

エ 成果品に不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足・その他必要な措置を講じなければならない。

オ 業務のため第三者の土地の立ち入り、又は一般の交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与える恐れのあるときは、受注者は、予め監督職員と細部に渡り打ち合わせを行うものとする。監督職員の承認なく第三者に損害を与えたときは、受注者において解決するものとする。

2 業務概要

本業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 基準点測量

4 級基準点 (耕地・平地：伐採なし：永久標識設置なし) N = 17 点

(2) 水準測量

3 級水準測量 (道路上：平地・市街地 (乙)) 0.9 k m

(3) 水準点設置

永久標識以外 3 点

(4) 現地測量

N = 一式 (耕地・平地：縮尺 1/500) A = 0.057 km²

(5) 路線測量

ア	地域による変化率	耕地・平地
イ	交通量変化率	0～1000 台／12 時間
ウ	曲線数変化率	1 k m 当たり 0
エ	測点間隔変化率	10m 間隔
オ	横断幅変化率	平均幅 105m～115m
カ	作業計画	1 業務
キ	現地踏査	0.46 k m
ク	伐採	2.3 k m
ケ	中心線測量	0.46 k m
コ	仮 B M 設置測量	0.46 k m
サ	縦断測量	0.46 k m
シ	横断測量	0.46 k m

(6) 4 級基準点測量

ア 既設の基準点を与点として、後続作業の利用を考慮し、新点を設置する。

イ 設置箇所については、原則として官地内に設置するものとする。

(7) 水準測量

旧国道 191 号沿線にある二等水準点を与点として測量区域内 B M まで水準測量を行う。

(8) 水準点設置

ア 後続の測量や工事等を考慮し測量区域内に水準標 (B M) を設置する。

イ 設置箇所については、原則として官地内に設置するものとする。

(9) 現地測量

ア 設置された 4 級基準点からトータルステーション等測量機器を用いて地形・地物・標高を観測し、平面図 (1/500) を作成する。

イ 貸与する地積測量図より敷地境界を平面図に記入する。

ウ 縦横断図より (10m ピッチ) メッシュ交点の標高を記入する。

エ 道路境界線と縦横断交点の標高に加えて、道路中心線の高さ (30m ピッチ) を記入する。

オ 敷地内に法面がある場合は、法面の下端と天端の高さを記入する。

(10) 作業計画

測量作業に必要な状況を把握し、資料の収集、計画路線の踏査、作業方法、作業工程、作業班編成、使用機材等を計画する。

(11) 現地踏査

現地において調査区域の確認及び状況を把握し、基準点、水準点等の現況を調査する。

(12) 中心線測量

4級基準点等を与点とし、主要点及び中心点を現地に設置し線形地形図を作成する。

(13) 仮BM設置測量

縦断測量及び横断測量に必要な水準点を現地に設置し標高を定める。

(14) 縦断測量

中心杭等の標高を求めるとともに中心線上の地形変化点及び主要な構造物を測定し、縦断図を作成する。

(15) 横断測量

横断線上に測量機器を設置し、中心点より10m間隔の標高及び地形変化点、構造物等を測定し、横断面図の作成を行う。

3 業務カルテの登録

(1) 登録対象業務であるので請負者は登録すること。

(2) カルテ送付にあたり、監督職員の確認を受けること。

(3) 登録書の写しを監督職員に提出すること。

4 その他共通事項

(1) 土地の立入り

土地の立ち入り許可を指示した後に現地調査を行うこと。

(2) 作業管理

作業の実施にあたり関係法令を遵守し、常に善良なる管理を行うこと。

(3) 安全管理

業務遂行においては、事故の防止に努めること。測量・調査中に、交通・通信・水利等必要に応じ、受注者は十分な設備をなし、公衆に迷惑を及ぼさないよう特に関係規則を厳守し、人畜・家畜・作物・その他構造物に対して危険防止には、十分注意を払うこと。

(4) 地元対応

ア 地元対応が必要な場合には、親切、丁寧に対応を行うこと。

イ 受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等が必要な場合には、交渉等の内容を書面で随時監督職員に報告し、指示があれば従うこと。

(5) 他調査との調整

業務箇所において、埋蔵文化財調査及び地質調査が行われており、業務実施に当たっては、事前に他調査と調整を図ること。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号

に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。
(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。